

委員からの指摘事項と対応

国土交通省設楽ダム工事事務所

委員からの指摘項目

1. 委員会運営等について
2. 動物の重要な種全般の生息状況の監視に係る調査(配慮事項)について

1 委員会運営等について

【委員からの指摘事項】

- 規約（案）の第4条の4項について「委員会は専門組織として下記検討会を置くものとする」という表現では、各検討会が本委員会の下部組織のように読める。
- また、本委員会と検討会が意見交換をするということを各検討会に周知しておく必要がある。

【事業者の対応（案）】

- 下部組織との認識ではないので規約（案）の第4条4項については、次の表現に改める。
- 修正案：「委員会は専門組織として下記検討会から報告を受け、意見交換を行う。」
- 各組織の位置づけについて、各検討会へ周知する。

2 重要な種全般の生息状況の監視に係る調査(配慮事項)について

【委員からの指摘事項】

- 重要な種を含めた動物相調査を実施するとあるが、表現がわかりにくい。どのような調査をするのか具体的に示すこと。
- 重要な種のリストの種数と調査対象種の種数が異なっている点について整理すること。

【事業者の対応（案）】

- 重要な種の生息状況の監視に係る調査計画については、文章の表現や具体的な内容について再検討し、修正した。
- 前回の資料では、重要な種のリストは文献調査及び事業者の調査により確認されている種をすべて掲載していた。
- 重要な種の調査の対象種は、前回の資料のリストのうち、事業者の調査により調査地域において確認された種である。
- このため、調査対象種のリストに修正した。このリストに基づき、重要な種の生息状況の監視の調査を実施する。